

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	76.7%
全職員	65.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	88.9%
本庁課長相当職	97.9%
本庁課長補佐相当職	0%
本庁係長相当職	91.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	86.6%
31～35年	95.1%
26～30年	106.6%
21～25年	82.6%
16～20年	93.1%
11～15年	77.3%
6～10年	80.5%
1～5年	79.2%

【説明欄】

- ・1.全職員に係る情報のうち「任期の定めのない常勤職員」については、給与水準が高い教員について、男性の人数割合が78%となっており、差異の要因の一つとなっている。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」については、相対的に給与水準が高い再任用職員のうち男性の人数割合が84%を占め、相対的に給与水準が低い会計年度任用職員については、女性の人数割合が66%を占めていることが、差異の要因の一つとなっている。
- ・「全職員」については、「任期の定めのない常勤職員」のうち、女性の人数割合が36%であるのに対して、相対的に給与水準が低い「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、女性の人数割合が64%であることから、「全職員」で比較した場合、それぞれで比較した場合と比べ、差異が大きくなっている。

- ・ 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数の情報のうち、「本庁部局長・次長職相当」、「21～25年」および「1～15年」については、扶養手当および寒冷地手当が、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、差異の要因の一つとなっている。

本庁部局長・次長相当職 扶養手当の総額に占める男性の割合は 97%

寒冷地手当の総額に占める男性の割合は74%

21～25年 扶養手当の総額に占める男性の割合は 93%,

寒冷地手当の総額に占める男性の割合は82%

11～15年 扶養手当の総額に占める男性の割合は100%,

寒冷地手当の総額に占める男性の割合は62%

6～10年 扶養手当の総額に占める男性の割合は 90%,

寒冷地手当の総額に占める男性の割合は64%

1～ 5年 扶養手当の総額に占める男性の割合は 99%,

寒冷地手当の総額に占める男性の割合は76%

- ・ 本庁課長補佐相当職については該当する職員が存在しない。
- ・ 「勤続年数 36年以上」については、管理職手当（初任給調整手当・地域手当）が、男性支給割合が高く、手当の総額に占める男性の割合は81%であり、差異の要因の一つとなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。